



日本国憲法 第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦  
と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久に  
これを放棄する。  
前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。  
国の交戦権は、これを認めない。